

【よくある質問 Q&A】

Q、使用料及び賃借料について

1泊2日でバス旅行を企画しているが、宿泊費・バスの運賃・宴会場の使用料がかかる見込みである。どの料金が対象になるか。

A、宿泊費は対象外となります。また旅館の食事代も対象外となります。バスの運賃・宴会場などの借上料及び高速道路の使用料は対象となります。

Q、レストランで1人2,000円かかるが、対象になるか？

A、交流会時での1人1回当たり500円以内の軽食に限ります。よってレストランでの食事代は対象外となります。また言わずもがなアルコール類は対象外です。

※費用の一部を町補助金で賄うことも不可。

【○例】

4 経費の配分						
区分	事業費	財源内訳				積算根拠等
		町補助金	他団体からの補助金	自己資金	その他	
食糧品費	15,000	15,000	0	0	0	お茶、菓子(30名×500円)

【×例】

区分	事業費	財源内訳				積算根拠等
		町補助金	他団体からの補助金	自己資金	その他	
食糧品費	40,000円	10,000	0	30,000	0	レストランでの食事(2,000円×20人)

町補助金は1人当たり500円以内とされていますが、あくまでオヤツや飲み物などの軽食としてと言う意味です。レストランで1人当たり2,000円かかった分の一部を町補助金で支出することは出来ません。

Q、予算の配分にて事業実績書が事業計画書と比較して差が生じた。合計額は変わらないが届出をする必要があるか？

A、軽微な変化であれば届出は不要です。2割以上の変更が生じた時は、事業計画承認申請書の提出が必要になります。

Q、補助金を前払いしてもらうことは可能か？

A、原則事業が終わった後に領収書を確認して支給する精算払いとなりますが、**事業の準備資金を団体さんの自己資金で賄うことが困難な場合に限り**、概算払いをすることは可能です。

Q、事業計画を出した時には、予算合計額は350,000円で、概算払いとして300,000円を受け取った。実際に使った額つまり精算額は302,500円であった。その場合既に受け取った300,000円の返還はしなくてよろしいか？

A、補助金の額は200,000円を超える分は5分の4となります。よって今回の302,500円については $302,500円 - 200,000円 = 102,500円$ 分は5分の4しか支給出来ません。つまり今回の支給額は $200,000円 + (102,500円 \times 4/5) = 200,000円 + 82,000円 = 282,000円$ となり、既に概算払いした $300,000円 - 282,000円 = 18,000円$ を返金しなければなりません。過去に概算支払額を使い切りさえすれば返金する必要がないと思っていたとの事例がありましたが、概算払い額＝支給確定額ではないことにご注意下さい。

Q、300,000円を支給されたからその分を使い切るようにした。精算の段階で325,000円以上使わなければ返金が生じると言われた。一旦支給しておいて後から返金するように言うのはおかしいではないか？

A、事業計画の額が330,000円かつ全額が町補助金対象になると思われたため、300,000円を概算払いとして支給させて頂きました。精算額が325,000円は200,000円を超える額125,000円の4/5が100,000円ですので300,000円が支給の対象という意味です。また概算払い＝精算額ではないため、精算額で325,000円に満たない場合は返金が生じます。

Q、料理教室で使うボウル・泡立て器・キッチンバサミ・食器などは補助金の対象になるか？

A、汎用性があり1年以上に渡って形状を保てる可能性のあるもの、つまり当該事業の後でも使用できる可能性があるものは補助金の対象外になります。よってボウル・泡立て器・キッチンバサミ・食器類は対象外です。ただし紙コップ、紙皿、プラスチック製のスプーンやフォークなどは対象になります。

Q、手芸教室をする予定だが、その時にしか使わない特殊なハサミを使う予定である。汎用性がないが、補助金の対象となるか？

A、1年以上に渡って形状を保てる可能性があるものなので、当該事業の後でも使用できる可能性があるものです。よって補助金対象外になります。

Q、材料の買い出しをするために車を使う予定である。その際のガソリン代は対象になるか？

A、当該事業でどのくらいガソリンを使用するか不明瞭なため対象外になります。

Q、下記の場合、町の補助金額はいくらになるか？

4 経費の配分

区分	事業費	財源内訳				積算根拠等
		町補助金	他団体からの補助金	自己資金	その他	
報償費	30,000	30,000	0	0	0	講師謝礼 6回×5,000円
消耗品費	20,000	20,000	0	0	0	コピー用紙、封筒など
食糧品費	40,000	0	0	40,000	0	レストランでの食事(2,000円×20人)
役員手当	40,000	0	0	40,000	0	10,000円×4人
印刷製本費	5,000	5,000			0	写真代など
使用料及び賃借料	20,000	20,000			0	会場借り上げ料
合計	155,000	75,000	0	80,000	0	

この分の経費は補助金対象外になります。

A、事業費として計上できるのは、報償費・消耗品費・印刷製本費・使用料及び賃借料（会場借り上げ料）のみです。よって事業費及び町補助金は75,000円となります。

※事業費が200,000円未満の場合は、その額が町補助金となります。

Q、下記の場合、町の補助金額はいくらになるか？

A、事業費を合計 328,000 円と記載しておりますが、対象外の食糧品費を事業費として計上することは出来ません。よって下記の場合は事業費が 268,000 円、町補助金額が 254,000 円となります。

区分	事業費	財源内訳				積算根拠等
		町補助金	他団体からの補助金	自己資金	その他	
使用料及び賃借料	18,000	18,000	0	0	0	会場入場料600円×30人
使用料及び賃借料	30,000	30,000	0	0	0	高速道路使用料
使用料及び賃借料	200,000	200,000	0	0	0	バス借り上げ料
食糧品費	60,000	0	0	60,000	0	レストランでの食事(2,000円×30人)
印刷製本費	10,000	10,000	0	0	0	開催通知などの印刷
通信運搬費	10,000	10,000	0	0	0	開催通知の発送
合計	328,000	268,000	0	60,000	0	

268,000 円ではなく正しくは 254,000 円で

補助金対象外の食糧品費は事業費として計上出来ません。よってこの場合の事業費は 268,000 円です。200,000 円を超える額が 68,000 円ですので、 $200,000 \text{円} + (68,000 \text{円} \times 0.8) = 254,440 \text{円}$ となり、町補助金は 1,000 円未満切り捨てとなります

Q、材料を取り寄せるための郵便代はみてもらえるか？

A、通信運搬費としての計上が可能です。